

対馬藩における朝鮮本の輸入と御文庫との関係について

阿比留, 章子
柳川市教育部生涯学習課

<https://doi.org/10.15017/4742028>

出版情報 : 雅俗. 14, pp.2-14, 2015-07-17. 雅俗の会
バージョン :
権利関係 :

対馬藩における朝鮮本の輸入と御文庫との関係について

阿比留 章子

はじめに

中世における日朝交易は、足利幕府に限らず西日本の豪族らもその担い手であった。それが文禄慶長の役（壬辰倭乱）による国交断絶を経て、朝鮮王朝と徳川幕府との間に国家単位での外交が成立し、貿易においては幕府の公許のもと対馬藩宗家が独占するようになる。書物も当然対馬藩経由で入手されたものと考えられるため「この時期（引用者注・慶長十二年の国交再開以降）の朝鮮本伝来はすべて宗家を経ている^{〔1〕}」という認識がなされている。

当の対馬藩がどれほど朝鮮本を所持していたかという点、江戸時代を通しておよそ二六〇点であり、これは『昌平志』^{〔2〕}に載る林家の蔵書の内「韓人著述類」が六十二点であることに比べても豊富であったといえるだろう。

藩政期の対馬藩の蔵書数は、天和・安永・天保・嘉永期に作成された御文庫の目録^{〔3〕}に明らかで、そこには、「聖堂」「林家」等への朝鮮本献上も記録されており、非常に興味深い問題を提示している。ここをもって「対馬藩と江戸官学界との交渉を示唆するのみならず、朝鮮本の、藤原惺窩や林羅山時に限られぬ、日本朱子学への貢献、又その

仲介者としての対馬藩の役割を如実に示してくれるものである^{〔4〕}という藤本幸夫氏の指摘は首肯すべきだろう。

氏の論旨は朝鮮本の書誌研究のため、これ以上の言及はないが、諸家に朝鮮本を提供するという大名文庫の在り方は、当時の実態に即して改めて検証されるべきである。

本稿は、対朝鮮、対幕府幕閣との関係から対馬藩の御文庫が如何に藩政に貢献してきたかを明らかにしたものである。

御文庫からの朝鮮本献上について

江戸時代の対馬藩で作成された、御道具や書籍また政務記録等の所蔵一覧は、既に佐伯弘次氏によって「かつて宗家及び対馬藩に存在した資料」を知るための基礎資料^{〔5〕}という位置付けがなされている。佐伯氏が掲出する目録類は一二一点（すべて長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）にのぼるが、御文庫の総目録に限ると、天和・安永・天保・嘉永期に作成された四点に絞られるだろう^{〔6〕}。

この御文庫の総目録（以下書物目録とよぶ）は、朝鮮板・唐本等の分類が設けられ、書名・冊数（或いは表紙色、函の有無、破損状況を

付記する場合がある)を一行で簡条書きした棒目録である。四点を並べれば、まさに江戸時代を通した蔵書内容を概観することができる。

もつとも、ここで注目するのは蔵書内容そのものではなく、紙面余白の書入れである。そこには書物の移管や献上の履歴が記されており、宛先には「公儀(幕府)」、「林家(林大学頭)」、稲葉正則(老中)、新井白石(將軍侍講)の名がある。書物目録より該当する書名、冊数、書入れ、を抜出すれば次の「表1」の通りで、「奥(奥向)」「思文館(藩校)」や対馬藩士といった藩内の用向き以外にも、御文庫の蔵書が提供されていることを示唆するものである。

〔表1〕御文庫からの献上一覧

年	用件	書名・冊数	書き入れ
(元禄三年以前)	稲葉正則への献上	『四書大全』十六冊	午三月十四日御前江差上る(中略)但稲葉泰応様江被遣御前へ上る
(不明)	(稲葉正則への献上) ²⁾	『中庸九経衍義』十八冊	御前へ上る
元禄四年	湯島聖堂への献納(初度)	『儀礼経伝通解』十五冊・『儀礼経伝通解』二十六冊・『朱子語類』四十冊・『性理大全』五十三冊・『朱子語類』七十冊・『朱子大全』七十五冊	御前へ上る
(正徳期)	新井白石への献上 ⁸⁾	『高麗史記』七十冊・『東国輿地勝覧』五十七冊	新井筑後守様へ被遣る
享保二年	徳川吉宗への献上	『東医宝鑑』二十五冊	
安永四年	湯島聖堂への献納(再度) ⁹⁾	『朱子語類』五十一冊・『朱子大全』六十九冊・『詩経大全』二十冊・『論語大全』七冊・『孟子大全』七冊・『書伝大全』十冊・『春秋大全』八冊・『周易大全』十三冊・『礼記大全』十五冊	安永四己未江戸表へ聖堂御備

自文政元年 至同十一年	林述斎への貸出 〔圃隠集〕 (ほかのべ七十点)	林家行
(享保十一年頃)	(徳川吉宗への献上)	御用二而差出
(不明)	〔馬医〕一冊	公儀被差上る
(不明)	〔郷薬集〕三十冊	公儀へ被差上

目録の分類に従えば「表1」で献上された書物は専ら朝鮮本であり、朝鮮本を通じた、対馬藩と幕府・幕閣との関係を指摘することができるだろう。藤本氏が「対馬藩と江戸官学界との交渉」、また朝鮮本を提供する「仲介者としての対馬藩の役割」をここに見出したことはすでに述べた。

ではなぜ、これらの蔵書が献上されたのか。

「表1」の事例の内、詳細が判明しうる「元禄四年湯島聖堂への献上(初度)」及び「享保二年徳川吉宗への献上」を例として、御文庫から朝鮮本が提供された背景に言及しておきたい。

湯島聖堂への献納(初度)

対馬藩が聖堂(林家)へ最初に朝鮮本を進上したのは、將軍綱吉の御代、元禄四年に聖堂が落成した際である。

湯島聖堂、後の昌平坂学問所は、寛永七年、林羅山が上野忍岡に創建した書庫学寮を前身とする。元禄元年に聖廟を参拝して以来これを恒例とした將軍綱吉の庇護のもと、同三年七月には湯島に聖廟移転が命じられ、翌四年に竣工。羅山・鶯峰の跡を継いだ林家三代目鳳岡は従五位下大学頭に任ぜられ、以降林家当主が祭酒・聖堂預りを世襲す

ることになる。この聖堂には綱吉揮毫の「大成殿」の扁額が掲げられ、諸侯からも多くの典籍や祭器が献納された¹⁰⁾のである。対馬藩三代藩主宗義真もこれにならない、元禄四年辛未正月廿八日付で朝鮮本を献納している¹¹⁾。

今日昌平坂聖堂え鈴木半兵衛被遣候。(中略)

献上

朝鮮本 朱子大全 七十五冊

同 朱子語類 七十冊

同 儀礼経伝通解 二十六冊

以上 宗対馬守義真(以下略)

後に述べるように、この『朱子大全』『朱子語類』『儀礼経伝通解』は、対馬藩の御文庫より提供されたものである。さらに、献上に至る経緯は元禄三庚午十二月四日付の資料¹²⁾からうかがえる。

昨日の便に江戸表より申来候は、江戸御茶水台に公義より孔子堂新規に御取建被成候付、御大名様方より楽器或祭器・書籍等御寄附被成候付、殿様よりも朝鮮本の内「四書大全」「五経大全」「性理大全」此類の差本御寄附可被成候間、御文庫有之候はば、致吟味差登候様にと、若御文庫に無之候はば、朝鮮表へ申遣、早々調差越候様にと申来候付、御書物掛陶山庄右より阿比留惣兵衛召寄為致吟味候処、「四書大全」「五経大全」は御文庫に無之、「性理大全」「朱子大全」は一部充有之候。外に「朱子語類」「儀礼経伝通解」式部づ、有之候付、西山寺申談、右之書物今度小川市左衛門便に江戸表へ差越候。右の外「四書大全」「五経大全」「性理大全」「二程全書」「周張全書」「朱子大全」「語類」「十三経」此分出朝鮮

表早々相調差越候様にと館守裁判方へ申遣候。調参次第江戸表へ差越候筈也。

藩主義真の意向では、湯島聖堂の落成につき諸大名家より寄進があるので、朝鮮本で儒教の経典類を献納したいとのこと。義真は『四書大全』『五経大全』『性理大全』を挙げているが、あいにく御文庫には『四書大全』と『五経大全』が無い。御書物掛陶山庄右¹³⁾は、ひとまず御文庫にあった『性理大全』一部、『朱子大全』一部、『朱子語類』二部、『儀礼経伝通解』二部を江戸藩邸へ送り、他にもいくつかの候補を朝鮮より調達しよう申入れている。重複して請求している分は、補填のためか、より状態の良い版本を求めためだろう。

この時江戸藩邸に遣わした六点は、目録に「御前へ上る」と書き入れの上、抹消されている。この書入れからは判然としないが、献納品を吟味する段階で、まず御文庫の朝鮮本が参府中の藩主の「御前」に差出されたことを意味しており、最終的にはその内の三点が聖堂へ献納されたという経緯が明らかになるのである。

もともと、藩主の令達から聖堂への献上までは二カ月に足らず、朝鮮からの調達は間に合わなかったようである

時の藩主宗義真¹⁴⁾は藩政の基礎を築いた名君であり、貞享二年という早い段階で藩校を設置、木門の雨森芳洲の招聘、家譜類の編纂による文献整備など、文教政策面の功績も大きい。この聖堂への献納は、雨森芳洲が著した『天龍院公実録』にも明記されるところで、賞揚すべき義真(天龍院)の事績と見なされていたことがわかる。

吉宗への『東医宝鑑』献上

天和期の書物目録中、朝鮮の医書『東医宝鑑』二十五冊が「御前へ」奉られたことについては、吉宗の朝鮮薬材調査の一環として田代和生氏の詳細な報告がある¹⁵⁾。この献上一件は、山本博文氏が指摘するように『寛政重修諸家譜』所載の藩主義方の事績にも挙げられている¹⁶⁾。『東医宝鑑』は、享保二年九月五日に吉宗の令達を受けて江戸藩邸に送られた物で、田代氏は、宗家文書『吉宗様御代公私御用向拔書』一（長崎県立対馬歴史民俗資料所蔵）十五番「東医宝鑑被献候事」に基づき次のように言及する¹⁷⁾。

いっぽう対馬藩は、新將軍が朝鮮医薬に関心をもたれている様子に喜んだ。老中の口ぶり（引用者注・老中井上正岑）ではさして急がないとのことであったが、朝鮮へこれから求請していたのは何年かかるかも知れず、とりあえず対馬国元の御文庫内に保管一されていた『東医宝鑑』二十五冊を江戸を回すことにした。

注目すべきは、朝鮮からの調達品の代替として、御文庫の朝鮮本が江戸藩邸に送られたという指摘である。先に見た元禄四年の湯島聖堂の例と同様に、朝鮮からの調達と御文庫からの調達は同時並行で進められていることがわかる。

諸家からの要望に対し、御文庫の朝鮮本は重要な供給源であった。それは、本来朝鮮から調達すべきものの代替という性格が強い。御文庫からの献上の背景には、朝鮮本の輸入が少なからず関わっているのである。

朝鮮本の求請

冒頭でも触れたように、江戸時代の対馬藩は朝鮮との交易権を持つ唯一の窓口であり、書物を輸入する場合も対馬藩を必ず経由するはずである。ではそもそもどのように朝鮮本は輸入されていたのだろうか。先行研究を見る限り、貿易の形態として「求請」という手続きを要することを指摘した田代氏（前掲書）以上に踏み込んだものがない。

日朝貿易には、進上（のちの封進）・公貿易（朝鮮政府との貿易）・私貿易（商人との取引）の三形態がある。このうち進上は、朝鮮国王への献上形式をとるもので、朝鮮からの返礼物を回賜といい、通常は相互に交換する物資の品目・数量が決められていた。求請というのは、この規定された回賜に含まれない品物を、朝鮮側一に懇望して、回賜の名目で贈与してもらうことをいう。求請は、対馬藩以外に、幕府や御三家・大名家の依頼をうけて行われる場合もあり、書籍など珍重品がこの方法で輸入された。

右の引用の通り「求請」は朝鮮側からの贈与を待たなければならぬ非常に限定的な方法である。言い換えれば、利潤を多く生む私貿易、例えば朝鮮人参や生糸のように問屋経由の販売ルートが確立された貿易品とは性質を異にするということになる。藩の財政を朝鮮との貿易に依存する対馬藩にとって、取引量も少なく売買の対象ともいえない朝鮮本は、貿易史上の重要な品目とは言い難い。

対馬藩にとって朝鮮本を輸入する意義は、金銭的な利益追求型の輸入とは別の視点で論じる必要があるだろう。

幸いなことに、求請に関する記録は日朝両国に残っている。主立っ

た品目は、馬、鷹、上質の朝鮮人參、虎皮、薬材で、これらに比べると数は減るが、書物も珍重品として度々求請されている。いつ頃誰がどのような朝鮮本を求めたのか、また判明する範囲で朝鮮側の裁可を掲出したものが次の〔表2〕¹⁸⁾である。

〔表2〕 求請一覧

年	月日	依頼者	書名	可否
寛永六年	五月七日	(不明)	經書・通鑑・牧隱集	可
寛永九	十二月十一日	僧玄方	名臣言行録・入学図説	否
寛永十四	二月	(不明)	四書・五経等	(不明)
寛永十六年	八月	(不明)	性理群書・前後集・空同道 士鄒訴註新編集・十二律	(不明)
寛永十七年	三月	(不明)	馬医方・鷹鶴方・十二律	可
	十二月	(不明)	剪刀新話・蘇東坡詩集・四 書章句・楊誠齋集	(不明)
寛永十八年	六月二十三日	井上筑後守	鷹鶴方・万病図	(不明)
	七月	(不明)	(書冊五部)	(不明)
	七月六日	紀州様(徳川 頼宣)	(御詔之書物)	(不明)
寛永二十年	十一月	島主	(所求書冊)	可
正保三年	四月	(不明)	七書講義・七書直解	可
慶安三年	正月	(不明)	参同契	(不明)
明暦三年	四月二十六日	意安法印	郷薬集成・鍼灸扱目・延寿 書・中応繩	(不明)
	十月晦日	井上河内守	儀礼経伝通解	(不明)
万治二年	十一月晦日	阿部豊後守	馬医方	(不明)
万治三年	三月	島主	朱子大全・朱子語類等	(不明)
寛文元年	五月	(不明)	七書	可

案文二年	二月	(不明)	李退溪文集等	否
寛文三年	三月	(不明)	東医宝鑑・医林撮要	可
	八月	(不明)	四書大全・五経大全・性理 大全・史記評林・朱子語類	(不明)
	十二月	島主	退溪集・性理群書句解・四書 輯釈・四書大全・五経大全・ 性理大全・史記評林・朱子語 類・東国通鑑・東国輿地勝覽	(不明)
	十二月十三日	松平式部大輔	東国通鑑・東国輿地勝覽	(不明)
寛文四年	閏六月	(不明)	退溪集・攷事撮要	否
二月九日	藤堂和泉	史記	(不明)	
寛文七年	二月	(不明)	儀礼経伝統通解等	可
寛文十年	六月	(不明)	大学章句・中庸九経衍義・ 医学入門	可
延宝四年	二月	(不明)	東医宝鑑・医林撮要・医学 正伝・和剂局方	可
延宝五年	六月二十一日	(不明)	四書集註	(不明)
延宝七年	七月	(不明)	李退溪集・東文選	否
天和元年	十二月	(不明)	東医宝鑑	可
元禄三年	九月	(不明)	四書大全	可
	十一月	(不明)	東医宝鑑・算図等	可
元禄四年	二月	(不明)	周易・春秋・毛詩・尚書・ 周礼・孝経・論語・孟子・ 礼記・儀礼・公羊伝・穀梁 伝・爾雅	可
	六月	(不明)	四書大全・五経大全・性理 大全・二程全書・周張全 書・朱子大全・朱子語類	可
元禄五年	九月	(不明)	東医宝鑑	可
享保十年	二月	江戸	東医宝鑑	可

一見して江戸前期に記録が偏るが、参考とした資料の内、例えば『辺例集要』は慶長十四年から寛延二年までの記事も収録されているため、時期的な偏りは参考資料によるものではない。朝鮮本の求請は、寛永期から元禄期の間行われていたと見なすべきだろう。

また、医書・儒学関係の書物が特に多い。再三にわたる『東医宝鑑』⁽¹⁹⁾を始め、医書の求請は許可されているが、一方で、当時から日本でも著名な李退溪の全集は、再三の申入れにもかかわらず遂に許されていない。このように、求請の可否は朝鮮側の規準によるものであり、対馬藩が終始受動的立場にあったことがわかる。

更に、右の表で元禄四年の項目には、前に述べた聖堂への献納（初度）のため、書物掛の陶山訥庵が依頼した書物も確認できる。前掲の通り、朝鮮倭館へは元禄三年十二月四日の段階で通達済みのはずだが、朝鮮側の許可は〔表2〕の通り「十三経」が元禄四年二月、「四書大全、五経大全、性理大全、二程全書、周張全書、朱子大全、語類」が同年六月の記事になっている。聖堂への献納は元禄四年正月二十八日に行われているので、遅きに失すると言わざるを得ない。

求請における朝鮮との交渉は、前掲の『分類紀事大綱』に詳しく記されるところで、例えば、松平加賀守（前田綱紀）からの依頼分が延引した件では、書物の輸出に慎重な朝鮮側の姿勢をうかがうことができる。

延宝七年七月廿三日新代官へ申遣

一、去年松平加賀守様御頼被成候品々、就延引先頃江戸表より樋口源左衛門・多田与左衛門方より又々書付を以被申越候。（中略）御書付の内、朝鮮に無之書物有之由、又々有之候ても法度仕不書

物有之由申に付、古代官にも被相尋候処、三右衛門[■]申候も右之通之旨細々之紙面承届候。朝鮮へ無之と申候書物弥其通候哉。能々御尋可[■]相究候又不出物之儀は何とぞ各才覚を以被相調儀尤[■]に候。

つまり、朝鮮の役人は、「法度」を懸念して所持する書物も「無い」と回答することがあるので、真偽のほどをよくよく確かめるようにとの念押しである。以前から日朝間で同様の応酬があったことは想像に難くない。

実は、右の引用にも見える「法度」は、正徳二年に至って、最終的に全面的な朝鮮本輸出禁止措置へと発展する。東洋文庫版『徴毖録』の朴鐘鳴氏の解説によると「肅宗三十八（一七二二）年、それ（引用者注：『徴毖録』の和刻本の刊行）が物議をかもし、『徴毖録』を始め歴史本や文集の輸出を禁止する措置を取るといようなこともあった」とするが、それ以上踏み込んだ言及はない。

この禁制は、書物の流通の上で非常に大きな画期といえるが、朴氏の解説には具体的な資料が明示されていないこともあり、以下に大まかな経緯を紹介しておきたい⁽²⁰⁾。

①肅宗八年（天和二年）七月十一日

通信使尹趾完等馳啓して以為へらく、使臣一行、前月十八日發行し、二十四日、対馬島に到る。島主宴を設けて接待し、別紙一幅を送る、故に謄写輪上す。（中略）其中、筑前州の潜商、書籍の一款、実情の如何を知らざるも、事極めて驚駭すべし。その條に曰く、戊申・己酉間、我が国筑前州豪民の偽船、潜かに貴国に通じ、禁物を貿易す。其党数十人、事覚はれて、尽く磔刑に就き、家資

鉅万官庫に没輸せられしが、其中、貴国の載籍亦た多かりきと云ふ。(以下略)

② 肅宗三十八年(正徳二年)四月廿二日

校理呉命恒曰く、信使の伝ふる所を聞くに、故相臣柳成龍所撰の「懲毖録」、倭国に流入すと云ふ。事極めて驚駭すべし。今宜しく嚴に科條を立て、別様禁断すべしと。

③ 肅宗三十八年(正徳二年)五月二十日

王命じて、中国書冊の外、我が国の文籍は一並嚴禁し、現発の後には輕重に従ひて勘罪せしむ。

①より、天和二年の通信使の際、筑前の潜商が大量の朝鮮本を所持していたことが朝廷に報告されており、書物の流出に大変敏感な様子がある。次の②正徳二年の通信使では『懲毖録』が日本国内において出版されていたことが朝廷に報告され、書物の流出について禁制を設けるよう提言されている。そして、その報告の翌月には、③の通り朝鮮の「文籍は一並嚴禁」という令達が出されるに至る。

禁制の要因ともなった『懲毖録』の流布については、享保四年の通信使の記録『海游録』でも再び警鐘が鳴らされている²¹⁾。

禁制を審議する諮問において「此れ即ち壬辰の事を記す者。被兵の初軍制、虧疏の国事、録せざる所無し」²²⁾として、問題の筆頭に挙げられているのが『懲毖録』である。その対象はさらに「文集の如きは史書に異なると雖も、疏論国事に有らざる無し。皆当に一に禁すべし」と、奏疏や劄子を取録する個人の漢詩文集にまで及ぶ。先にみた、李退溪の全集が、まさにその例と言えるだろう。

ここにおいて、歴史書や文集をはじめ、朝鮮由来の書物を公的に入

手する道は閉ざされることになる。

こうした朝鮮側の態度の硬化には、秀吉の侵略は勿論、対馬藩の国書偽造が発覚した柳川一件²³⁾や、正徳期における新井白石の政策²⁴⁾といった背景が考えられるが、ここでは長正統氏による次の指摘²⁵⁾を引用しておきたい。

朝鮮では壬辰・丁酉役による興廢から立ち直る間もなく、丁卯・丙子の清軍の侵入があり、十七世紀前半は内外ともに多難な時代であった。対日関係についていえば、流動的な北方情勢に牽制され、さらに国家体制の混乱からの立直りのおくれも手伝って、思いついた措置をとりえない時期がしばらくつづいた。しかしやがて清朝との関係が安定し国家体制の整備が一段落した肅宗期(一六七五―一七二〇)にはいると、朝鮮では倭館の草梁への移転を皮切りにして貿易その他対日関係全般についての統制を急速にたよめていった。朝鮮側のこのうごきは当時の対馬へ敏感につたわり、従来の対朝鮮関係のありかたについての種種な反省を生んでいる。

書物に関する禁制も「肅宗期」にあたり、朝鮮側の「対日関係全般についての統制」の一環と考えられるのである。

以上の外交状況を踏まえれば、朝鮮本の求請〔表2〕と、御文庫からの献上〔表1〕とは禁制に関する一連の動向として捉えられるだろう。すなわち、正徳二年を朝鮮本求請の下限として、朝鮮側の規制が漸く厳しくなる中、御文庫の朝鮮本を代替とせざるを得なくなつたという状況が見えてくる。

御文庫の朝鮮本献上は「日本朱子学への貢献、又その仲介者として

の対馬藩」という文化交流上の側面に限らず、求請におけるあくまで変則的な処置として、朝鮮本輸入の、延いては日朝外交の閉塞状況の表出と捉えることができるのである。

また、この禁制によって、御文庫御備えの朝鮮本の価値は必然的に高まることになる。

一つは希少価値である。御文庫の朝鮮本は、禁制以降の代替品として提供されているものの、差出した分の補填が見込めない以上、提供より保管へ重点をおかざるをえなかった。例えば、林鳳岡が『海東諸国記』を所望した際、江戸家老平田直右衛門は『海東記』ハ、類本対馬守方ニモ無之候。惣体朝鮮書籍之儀ハ、彼国ヨリ出申候儀堅ク禁制仕、諸家之詩文集ニテモ其内ニハ国事を論候奏疏・笥子之類有之候故外国へ遣候事を禁制仕候。増テ『海東記』等之書ハ日本ニ相預候事を書載仕候書物ニ御座候へハ、弥禁制仕候付、急ニ相調可申トハ不奉存候」と弁解し、「板本一部ハ手前へ差置申度候間、写ニテも当分之御用相達申候ハ、写候テ差上申度奉存候」と断りを入れている²⁶⁾。

今一つは品質的価値である。『辺例集要』によると、求請を受けて書物を下賜する際「開刊下送」の様に、新たに刷った例が認められる。また「礼曹」（儀礼や祭事、外交などを司った行政機関）、「校書館」（官営の印刷所）等に調達させたことが記録されており、官許のもと下賜品が用立てられていることがわかる。

朝鮮の出版事情を踏まえれば、こうした官営の「校書館」「芸文館」「成均館」等で出版された書籍は高価なため、支配階層（両班）しか手にすることができない。そして、朝廷からの許可がおりない以上、官版を入手することは事実上不可能になるわけである。

現存する宗家史料に、版型も小さく刷りの悪い朝鮮本がしばしば認められるのは、禁制以降入手した粗悪本の名残ではないかとも推測される。

このように禁制という外的要因によって、対馬藩が所持する朝鮮本は、国内における貴重な海外資料となったのである。

朝鮮本献上の背景

対馬藩の御文庫から、徳川将軍や幕閣へ朝鮮本が提供されていたということは、大名文庫としての大きな特色だと言えるだろう。それは、日朝交易における、朝鮮との外交、及び対馬藩と依頼者との関係という構図の中に位置付けられる。

前に見た通り、朝鮮との外交においては、正徳二年の禁制という大きな画期があった。正徳二年の禁制以降、従来朝鮮側に求請されていた他家からの依頼に比べると、御文庫の蔵書を代替とせざるをえなくなる。

そして、禁制以降御文庫から朝鮮本を献上された人物となると、前掲した聖堂（大学頭林鳳岡）・老中稲葉正則・将軍侍講新井白石・将軍吉宗・大学頭林述斎に限定されてくる。自藩の財産の提供を辞さなかったこれらの案件は、対馬藩と依頼者との関係において非常に重要な例といえるだろう。

言うまでもなく最も重要な顧客は将軍吉宗で、四代藩主義方の『東医宝鑑』献上以降も、次代藩主義倫が『東国輿地勝覧』及び『国朝五礼儀』を献上している²⁷⁾。

老中の稲葉正則は、藩主義真との親交も深く、朝鮮倭館の普請に伴う参勤御免願い⁽²⁸⁾、義真公の息女と亀井豊前守（津和野藩）子息（亀井隠岐守茲親）との縁談、義真公の息女と永井市正直時（高槻藩）との縁談等を仲介している⁽²⁹⁾。

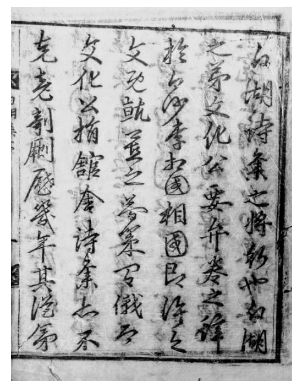
幕府の政治顧問であった新井白石は、正徳二年の朝鮮通信使に際して、応接儀礼や国王号の改正を進め、朝鮮との外交問題に大きく関わる。

中でも詳細な関係性をうかがえるのは、江戸後期の林述斎である。述斎は寛政五年に岩村藩主家より林家八代を継ぎ、寛政九年には昌平坂学問所が幕府直轄の機関として成立することになった。大学頭として学問所の振興に大いに腕をふるい、文化八年の易地聘札においても随員として対馬に赴き韓使の饗応にあたった人物である。

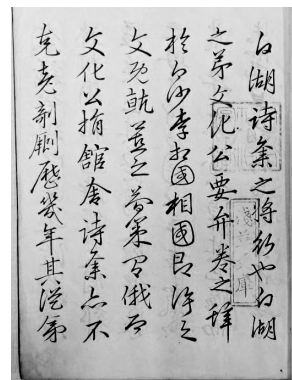
聖堂への献納は、積奠に関わる儒教の經典類であったが、文政元年より同十一年にかけて大学頭林述斎が所望した書物のべ七十点のほとんどは、朝鮮人の漢詩文集である。述斎とのやり取りを伝える資料としては、天保・嘉永期の書物目録にある「林家行」の書入れ、東大史料編纂所所蔵『林様御用談記録』の一連の記録、また御文庫の出納用として作成された対馬歴史民俗資料館所蔵『林家行出入帳』（宗家文庫記録Ⅲ／その他／D40）が挙げられる。

これらの資料によると、述斎の件はすべて貸出しや副本によって対応されており、同資料館『思文館日記』（宗家文庫日記類A27-5／1）文政四年辛巳年八月五日条には藩校思文館にて副本を作成したことが記されている。また副本のいくつかは、内閣文庫（国立公文書館）の昌平坂学問所旧蔵書に現存⁽³⁰⁾し、図版の『林白湖集』のように、忠実な写しであることがわかる。

宗家文庫本（刊本）



昌平坂学問所旧蔵本（写本）



東大史料編纂所所蔵の「林様御用談記録」（宗家史料4-66）は、文政二年から文久元年に至る林大学頭との種種の用談が、往來の書簡とともに一五〇丁にわたって収録された資料である。その内書物の貸出しについての記事をまとめると次のようになる。

- 文政元年十一月依頼、同二年十月差出、同四年六月返却
十一点（和本文二点を含む）
 - 文政四年六月依頼、同五年閏正月差出、同七年四月返却
二十点（和本文九点を含む）
 - 文政七年四月依頼、同九年四月・同十二年八月差出、未返却
二十点（他に焼失の為差出されなかったものが二十点有り）
- 藩政期を通して、これほど多くの朝鮮本が差出されたことは後にも先にもないが、大学頭との主要な「用談」は、書物貸出しの他にある。実は、用談記録の大部分を占めるのは朝鮮との外交に関わる案件で、朝鮮御用聞であった老中青山下野守忠裕への嘆願を述斎に仲介し（てくれるよう求める内容である。主な案件は、藩主義質の後見役である脇坂安董の留任願い、拝借米拝借金返納猶予願い、將軍の孫誕生に

ついでに差倭派遣の交渉、の三つで、いずれも喫緊の外交問題が並ぶ。

脇坂安董の留任願いの件は文政二年十一月二十三日条に見える。宗義質が家督を継いだのは文化九年十四歳の時で、この時後見役となつたのが、文化八年の朝鮮通信使御用も務めた播磨龍野藩主脇坂安董である。安董が暇を願ひ出る旨の内意を受け、義質がまだ二十の若年であること、また朝鮮側の飢饉によって滞つたままの貿易再開に力添えが必要であることを理由に安董の留任願ひが出されている。この件は、別に「文化十四丁丑年分義質様御代脇坂中務大輔様江之御状控」(宗家文庫／記録類／表書札方／P32)が作成されており、義質の治世における安董の存在の重要性をうかがえる一件でもある。

次の拝借米拝借金返還の猶予願ひの件は、文政四年辛巳年十一月二十八日条に見える。対馬藩は、寛政五年に輸入米滞り及び来聘御用につき米一万石、文化六年に信使来聘につき金三万両を拝借³¹⁾している。その返納期限が迫り、朝鮮との貿易不振に伴う財政難を理由に猶予願ひが出されたのである。

最後に、差倭派遣の要請については文政四年辛巳正月十四日条に見える。文政四年正月、將軍継嗣家慶の次男嘉千代誕生につき、將軍家齊の孫誕生を祝う使者「関白生孫告慶差倭」を朝鮮に派遣するよう幕府から要請があつた。実は、夭折した長男竹千代の誕生に際して、既にこの差倭は派遣されている。次男に対する差倭は前例がないことから、先例を重んじる朝鮮側との交渉は難航を究め、文政十二年八月二十一日条で「林大学頭様数年御心添之品も有之、此節訳使渡海、御手数向無滞相済」とようやく落着する。この件に関しても「若君様御弘記録」が別に作成されている³²⁾。

右の嘆願は、最終的に老中青山下野守に向けられるものの、大学頭宛の書簡に類出する「心添」という言葉通り、述斎に老中への取りなしを依頼しており、それが「林様御用談記録」の主要な「用談」といえるだろう。

つまり、書物の貸出しはあくまで副次的ではあるが、言い換えれば「心添」の対価として対馬藩が当然応じるべき要件、という意味合いを帯びてくる。

献上した対象は、特に藩政に影響を与えうる地位にあり、藩庫の朝鮮本はその交渉術の一つとして貢献する存在であったといえるのである。

特に対馬藩と林家との関係は、元禄四年の聖堂への献上から続く、非常に重要なものとして以下に指摘しておきたい。対馬藩と林家との関係は、藩主義倫が、木下順庵が名付けた「方倫」の改名を自ら林榴岡に依頼した一件³³⁾が示しているように、木下順庵没後の林家への接近という形で表れてくる。この藩主の名付けについては、義章の名付けを八代目述斎、義和の名付けを九代目裡宇に依頼しており³⁴⁾、同時期に藩主の昌平坂学問所への入門³⁵⁾も認められる。三代藩主義貞と木門との関係が、次代の義倫にいたって林家へと移行し、以降幕末まで続くものと言えらるだろう。

おわりに

対馬藩と朝鮮本の献上という主題において、朝鮮との外交、及び依頼者との関係を検討することで、朝鮮側からの制約と諸侯からの依頼との間に位置する対馬藩の御文庫の役割を明らかにした。結びにかえ

て、藤本氏の評価する文化面における対馬藩の役割について補足しておきたい。

文化面における対馬藩の役割とは、諸大名家の蒐書の仲介と、間接的な出版への貢献であるといえる。蒐書に関しては、前掲した前田綱紀の蒐書に貢献していることが明らかである。また吉宗に献上された『東医宝鑑』は、享保九年、訓点を付して梅井藤兵衛より官版として刊行されている。

興味深いのは、水戸光圀の『大日本史』編纂に伴い資料探訪に携わった佐々宗淳の報告である。『大日本史』中の日朝外交に関わる引用書の一つ、朝鮮の漢詩集『東文選』について「東文選、全本宗対馬守殿御子息に可有候」⁽³⁶⁾と報告されている。

また、好学の松平備前守正信が、朝鮮本『李退溪全集』『儀礼経伝統通解』を所持しているので書写させてもらうべき旨が提案がされ、加えて正信の室が宗義成の娘であることから、この二書を対馬守が才覚して入手した経緯にふれている⁽³⁷⁾。

『李退溪全集』が再三にわたる申請にもかかわらず、ついに許可されなかったことは前述した。『儀礼経伝統通解』も唐本でどうしても見つけられず、朝鮮本の同書が貴重な存在であることは、宗淳の報告に述べられるところである。いずれも稀覯書であり、姻戚関係の誼で宗義真が尽力したものと思われる。

右記の例は、対馬藩が朝鮮本の輸入を仲介することでもたらされた文化面の影響の証左といえるが、未調査の部分をおおく含むため今後の課題としたい。

注

- (1) 藤本幸夫「日本現存朝鮮本研究集部」(平成十八年、京都大学学術出版会)より引用。
- (2) 大塚遜「昌平志」巻第四「経籍誌」(寛政十一年自序) 国会図書館所蔵本による。
- (3) 天和期「天和三年癸亥年御書物帳」(宗家文庫/記録類Ⅲ/書物目録/1)、安永期「御書物帳」(宗家文庫/記録類/勘定方/E/17(7))、天保期「二階之分御書物引合帳」(宗家文庫/記録類Ⅲ/書物目録/11)・「下之分御書物引合帳」(宗家文庫/記録類Ⅲ/その他/D/3)、嘉永期「二階之分御書物引合帳」(宗家文庫/記録類Ⅲ/書物目録12)・「下之分御書物引合帳」(宗家文庫/記録類Ⅲ/書物目録/13)、以上すべて長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵。
- (4) 藤本幸夫「宗家文庫蔵朝鮮本に就いて——『天和三年目録』と現存本を対照しつつ——」(『朝鮮学報』第九十九・百輯合併号、昭和五十六年七月、朝鮮学会)より引用。
- (5) 佐伯弘次「宗家文庫史料の総合的研究」(平成十〇十二年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)研究成果報告書、平成十三年三月)において、各種資料目録類が紹介されている。
- (6) 拙稿「藩政時代における対馬藩宗家御文庫の研究——対馬歴史民俗資料館所蔵「書物目録」を中心として——」(福岡大学研究部論集A人文科学編第十二巻第六号、平成二十五年三月)においてこれらの書物目録を用い、御文庫の基礎的な蔵書構成を明らかにした。
- (7) 『四書大全』については書き入れに「午」年とあること、(注11)の資料の段階では「御文庫に無之」とあることから、元禄三年以前と推定する。また、『中庸九経衍義』は御前へ奉ったことのみ記されているが、九州国立博物館所蔵の三月廿九日付宗義真宛稲葉正則書状(P979)で、「朝鮮焼物」と共に「中庸九経衍義」一部を拝受した礼が「中庸九経衍義一部被下忝次第に候。珍敷書物に候。一入重宝可仕候」と述べられている。

(8) 家宣・家継時代の侍講新井白石は通信使儀礼の改革を推し進めたことで、対馬藩にとつては大変重要な人物である。正徳元年の家宣襲職の通信使において、白石の主導のもと諸式の改変が行われた。『高麗史記』『東国輿地勝覧』の献上も、正徳の改革の際求められたものと推測されるが、詳細な経緯については今後の精査を要する。

(9) 湯島の聖堂は数度の火災により罹災するが、書籍を納めた文庫に特に被害が及んだのは明和九年である。この火災によって「元禄創建以降諸侯の献納した図書」（小野則秋『日本文庫史研究』下「近世における文庫」昭和十五年改訂新版、臨川書店）などを納めていた書庫が罹災したとみえ、諸侯によって再度書物が献納されたことが記録されている（前掲、犬塚遜『昌平志』）。対馬藩も再度聖堂に朝鮮本を献納しており、『昌平志』によると『五経大全』五十六冊、『朱子大全』六十九冊が安永九年に献上されているが、実は御文庫の『詩経大全』十冊、『書伝大全』十冊、『春秋大全』八冊、『周易大全』十三冊、『礼記大全』十五冊の全五十六冊を『五経大全』として献納している。この安永九年に献納された二点は、内閣文庫に現存しており、書型は縦31・7×34・7cm、横20・8cm×22・9cmと不統一、御文庫の取合わせて一具とした様子がうかがえる。元禄四年の献納本が現存しないのは、前掲の小野氏が言うように、明和九年に焼失した為と考えられる。

(10) 小野則秋氏前掲書（注9）による。

(11) 対馬歴史民俗資料館所蔵「聖堂江書籍献上之事ほか」（宗家文庫／記録類Ⅲ／江戸／3）による。

(12) 注（11）に同じ。

(13) 明暦三年生、享保十七年没。対馬藩医玄育の長子。名は存、字は士道、通称庄右衛門。訥庵、鈍翁とも号した。木下順庵に学ぶ。農政にすぐれ、対馬聖人と称された。著に『訥庵雜録』『農政問答』などがある。

(14) 寛永十六年生、元禄十五年八月七日没。享年六十四。天龍院は義真の法号である。明暦三年十二月二十七日家督を継ぎ、同日侍従・対馬守となる。元禄五年六月二十七日致仕、同年七月刑部大輔に改称。しかし同七年家督を継いだ義倫が没し、幼い義方が藩主となると改めて朝鮮関係の管掌を命

じられ、同十四年まで勤めた。江戸期三代目義真の治世は、柳川一件（国書偽造）の事後処理という苦境を乗り越え、豊富な財源を元に藩政の基礎を築くこととなった。

(15) 田代和生「江戸時代朝鮮薬材調査の研究」（平成十一年、慶應義塾大学出版会）。

(16) 山本博文「対馬藩江戸家老」（平成七年、講談社）。

(17) 田代氏前掲書（注15）より引用。

(18) 朝鮮側の史料は、『朝鮮史』（朝鮮史編修会、昭和七年）所載の「王朝実録」（正史）等の記事、及び『辺例集要』（対日外交記録）による。日本側の史料は『分類紀事大綱』（対馬藩藩政日誌より主要事項を編纂）による。

(19) 江戸初期の医書、薬材の輸入状況については、田代氏前掲書（注15）に詳しい。

(20) 『朝鮮史』（前掲書、注18）「壬辰朝鮮肅宗三十八年（五月）」による。

(21) 「もつとも心を痛めたことは、金鶴峯の『海槎録』、柳西崖の『懲愆録』、姜睡隠の『看羊録』などの書には、両国の隠情（機密）が多載されているのに、今そのすべてが大坂で梓行されていることである。これ、賊を探りながら賊に告げると、何が異なるうか。国家の綱紀が厳ならず、館訳の私的取引がかくの如くである」（申維濬『海游録』（和訳）、東洋文庫25）。文中の鶴峯は一五九一年、つまり秀吉の朝鮮侵略の前年に通信副使として訪日しており、その際の日本紀行記が『海槎録』である。和刻本はない。『懲愆録』は、十六世紀末朝鮮の柳成竜が秀吉の朝鮮侵略の出来事について覚書き風にまとめたもの。『朝鮮王朝実録』『乱中雜録』とならんで、秀吉の朝鮮侵略関係の基本史料。和刻本は元禄八年序刊。また、平凡社より『懲愆録』（東洋文庫357、昭和五十四年）として活字化されている。姜沆は藤原惺窩との学問的交流でよく知られ、秀吉の朝鮮侵略の際日本に強制連行された学者である。後に帰国して、日本の内情を詳細に調査報告した文集が『看羊録』。和刻本はない。平凡社より『看羊録——朝鮮儒者の日本抑留記』（東洋文庫440、昭和五十九年）として活字化されている。

(22) 前掲書（注18）『辺例集要』『約定』（韓国史料叢書16、大韓民国文教部国

史編纂委員会、一九七〇年）より引用。

- (23) 国書改竄事件などとも呼ぶ。(中略)中世の日朝関係において宗氏は特権的な地位を固め、將軍使節まで対馬から派遣するようになっていた。文禄・慶長の役以後もその関係は続き、さらに日朝講和についての相互認識の齟齬があり、宗氏はその弥縫策として国書の偽造・改竄などの処置をとらざるをえなかった。この点を、幕府の審問の過程で、柳川調興(対馬藩家臣)が暴露し、その後の調査で、將軍使節の派遣など中世以来の日朝関係のあり方と幕府の朝鮮に対する姿勢の齟齬が明らかになった。争論は、寛永十二年、將軍徳川家光の親裁によって、柳川調興の有罪、宗義成の無罪が確定した。(柳川一件)―『国史大事典』(荒野泰典)吉川弘文館)
- (24) 注(8)参照。
- (25) 長正統「日鮮関係における記録の時代」(『東洋学報』五〇巻四号、昭和四十三年三月)より引用。
- (26) 史料編纂所所蔵「吉宗様御代公私御用向拔書」式拾壹番 海東諸国記被献候事(宗家史料四―二四) 享保三年正月廿一日の林大学頭宛平田直右衛門書状による。
- (27) 『東医玉鑑』の献上に関する資料には史料編纂所所蔵「吉宗様御代公私御用向拔書」式拾壹番「海東諸国記被献候事」享保三年正月廿一日条(宗家史料4―24)、同七拾番「公義より書籍之儀以御書付被仰渡候事」同年八月十三日書状(宗家史料4―29)が挙げられる。また『五礼儀』については書物目録の書入れ(表1)に『国朝五礼儀』十九冊「御用ニ而差出」と記録され、御文庫からの献上と目される。いずれも、「法度」に抵触するであろう地理物産、科擧制等といった朝鮮国事の資料で、入手には困難を極めたことが予想される。
- (28) 釜山にあった日本人居留地である倭館は立地条件等を理由に草梁へ移転する。藩主義真は移転交渉を理由に参勤御免を願ひ出ており、それに関する老中稲葉正則との書状(九州国立博物館所蔵、P974、P987)が残されている。
- (29) いずれも九州国立博物館所蔵「稲葉正則書状」(P977、P980、P

989)による。

- (30) 図版の『林白湖集』は、刊本が対馬歴史民俗資料館本、写本が内閣文庫本(内閣文庫…三二八―一七七、宗家文庫…漢籍/朝鮮刊本/D12/30112)。その他は以下の副本が確認できる。『企齋集』(内閣文庫…三一八―一六三、宗家文庫…漢籍/朝鮮刊本/D12/20112)、『陶隱集』(内閣文庫…三二八―一六四、宗家文庫…漢籍/朝鮮刊本/D12/1711)、『嶽堅詩集』(内閣文庫…三二八―一八〇、宗家文庫…桂苑筆耕』(内閣文庫…三二八―一六五、宗家文庫…漢籍/朝鮮刊本/D12/14112)。
- (31) 鶴田啓「一八世紀後半の幕府・対馬藩関係」『朝鮮史研究会論文集』二三集、昭和六十一年、緑蔭書房。
- (32) 現物は未見。ただし、『林様御用談記録』文政九丙戌二月八日条には「委細日帳且若君様御弘記録二記」とある。
- (33) 東大史料編纂所所蔵「吉宗様御代公私御用向拔書」(宗家史料4―40)式百拾番「殿様御諱之字御改之事」享保十乙巳年六月廿六日条による。
- (34) 九州国立博物館所蔵、P13599及びP13597に実名書付が現存する。
- (35) 石川謙「日本学校史の研究」(昭和五十二年、日本図書センター)に「升堂記」を参考とした藩主家からの入門者に関する報告があり、対馬歴史民俗資料館所蔵「林様江御入門之御式」(宗家文庫/記録類Ⅲ/江戸/44)が現存する。
- (36) 東大史料編纂所所蔵「大日本史編纂記録」(六一四〇・一/三/七九)元禄期十月十日書状による。
- (37) 前掲資料(注32)、二月廿一日書状による。